

平成 26 年 9 月 16 日  
(公社) 広島県宅地建物取引業協会  
会長 津村 義康  
情報政策委員会 委員長 岡本 洋三

## 建物検査費用の支援制度について

(公社) 広島県宅地建物取引業協会 (以下「当協会」) は、空き家対策及び中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るため、建物検査費用の支援を開始いたしました。

通常、物件所有者が負担する建物検査費用の一部を当協会が負担することで、空き家の掘り起こしに繋がり、安心して住宅を購入できる住宅市場の形成に努めてまいります。

本事業は、当協会が参加する国土交通省支援事業「不動産コンシェルジュ中国地区協議会」「広島県空き家対策推進協議会」の事業として実施しております。

### ◇ 対象となる検査

- 1) 既存住宅売買瑕疵保険事前検査「築 21 年～新耐震基準 (昭和 56 年 6 月以降の物件)」
- 2) 耐震診断 (昭和 56 年 6 月以前の物件) ※一部の地域で市町の耐震診断補助有。

### ◇ 支援金額

- 1 件当たり最大 3 万円。(指定検査機関より当協会へ請求)  
※3 万円を超える場合は、物件所有者負担となります。

### ◇ 検査費用

- 1) 既存住宅売買瑕疵保険事前検査 (3 万円～)
- 2) 耐震診断 (8 万円～)

※いずれの検査も建物の大きさにより検査費用は変動いたします。(事前見積有)

※支援金予算限度額に達した時点で本制度は終了いたします。

### ◇ 条件

空き家バンク (<http://akiya-bank.fudohsan.jp/>) への物件登録。  
登録機関：市町または宅建業者 (既存住宅売買瑕疵保険取次業者)

### ◇ お問い合わせ

(公社) 広島県宅地建物取引業協会  
〒730-0046 広島市中区昭和町 11-5 広島県不動産会館 3 階  
TEL : 082-243-9507